

大学評価基準（案）等に対する意見対応表

No.	該当箇所	意見等	対応（案）
1	実施大綱 P 1 I 評価の目的 他	「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学機関別認証評価大学評価基準」では、各所に「内部質保証」という用語が用いられているが、別添のとおり、「自律的質保証」という用語に置き換えるべきである。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 「内部質保証」という用語は平成 30 年 3 月 31 日付の学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布についての通知等において「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）」と示しており、「内部質保証」を用いることが適切であると考えられるため。なお、「内部質保証」については、別途、ガイドラインを作成し、示す予定としている。
2	評価基準 P17 基準 8 教育の内部質保証システム	中教審の審議等に対応し、内部質保証システムの確立・充実を認証評価の目的に追加し、その方策として「重点評価項目」を基準の中に設定することは差し支えありません。しかしながら、重点評価項目として、どのように評価がなされ、どのような評価結果が示されるのかが明らかではないため、平成 28 年 3 月の中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」P5 に記載されているように、「評価結果を段階別に示すなど」、より具体的な内容を提示願います。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 重点評価項目の評価方法及び評価結果の示し方については、『自己評価実施要項』『評価実施手引書』において示す予定としているため。 今回は平成 30 年度のみ適用される改正であり、平成 30 年度においては段階的な評価結果を明示することはない予定。平成 31 年度評価から本機構は 3 巡目の評価を開始する予定であり、ご指摘の点も含め、現在、検討中であるため。

3	実施大綱 P 3 IV 大学評価基準の内容	「重点評価項目」については、この設定が評価方法や評価結果等にどのように影響するのかについても明示する必要があるのではないか。 平成 28 年 3 月 31 日付け文科省通知（27 文科高第 1213 号）の留意事項においても、重点評価項目については、「優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ることに配慮する方向で対応することが期待されていること」とされており、その具体的な内容を予め明示する必要があると思われる。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 重点評価項目の評価方法及び評価結果の示し方については、『自己評価実施要項』『評価実施手引書』において示す予定としているため。 今回は平成 30 年度のみ適用される改正であり、平成 30 年度においては段階的な評価結果を明示することはしない予定。平成 31 年度評価から本機構は 3 巡目の評価を開始する予定であり、ご指摘の点も含め、現在、検討中であるため。
4	実施大綱 P 3 IV 大学評価基準の内容 (4)	今回の制度変更の大きな特徴は、【重点評価項目】が設定されたことと思いますが、この【重点評価項目】について、他の評価項目とどのように異なるのかが不明です。 このことについては、受審する側として、【重点評価項目】の意味や他の評価項目との扱いの違い等を理解しておく必要があります。ついては、【重点評価項目】は、具体的に評価のなかで評価プロセス、評価結果などにおいてどのような意味があるのか、他の評価項目との違いは何か、解説を求めます。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 重点評価項目の評価方法及び評価結果の示し方については、『自己評価実施要項』『評価実施手引書』において示す予定としているため。また、平成 30 年度に受審を予定している大学向けの説明会及び研修会において、説明を行う予定のため。
5	大学評価基準（案）p17 基準 8 教育の内部質保証システム（基準 8-1） 実施大綱（案）I 評価の目的における項目③の追加（p1） 及び IV 大学評価基準の内容（4）の記載（p3）	今回の省令改正を鑑み、基準 8-1 を重点評価項目とすること（実施大綱 IV（4）の記載追加を含む）、並びに実施大綱の I 評価の目的に、項目③の内容を加えることは、改正省令の遵守、履行、並びに大学評価全体に及ぼす重要性を考えると、今後の認証評価において大変意味があり、教育の内部質保証システムの一層の充実に結びつくと考えられる。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 修正は求められていないため。

6	実施大綱(案) P 1 I 評価の目的③ 及び 評価基準(案) P 17 基準 8	「教育」と「教育研究」という文言は使い分けられているのか。 例えば、大綱にある評価の目的では「教育研究活動等に関する内部質保証システム」となっているが、基準では「教育の内部質保証」になっている。教育の内部質保証システムが機能すれば、教育研究の内部質保証システムは機能しているとみなされるのか。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 今回は平成 30 年度のみ適用される改正であり、平成 31 年度評価から本機構は 3 巡目の評価を開始する予定であり、ご指摘の点も含め、現在、検討中であるため。 なお、大綱にある認証評価の目的は、学校教育法第 109 条に基づく（認証評価機関は当該大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行う）ものであり、基準 8 はその総合的な状況のなかで、「教育の内部質保証」について評価する基準となっている。
	実施大綱(案) P 1 I 評価の目的③	「認証評価制度の改善について(中教審:審議まとめ)」の p. 6 (評価結果を活用した改善の促進)を踏まえれば、大綱にある 「評価の実施プロセスを通じて、大学の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。」は、「確立・充実を支援すること」が適切だと思われる。充実を図るのは大学であって、評価機関はそれを支援する組織という位置づけのはずである。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 今回の省令改正は大学の教育の内部質保証の確立を重視した評価への改善・発展を目的としており、当機構の認証評価においても「支援」ではなく、「図る」として、積極的に取り組むことを目的としているため。

7	実施大綱 P 3 IV 大学評価基準の内容	『(4) 基準のうち内部質保証に関するものについては、「重点評価項目」として位置付けます。』とあるが、細目省令改正に基づき、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みとして重点的に認証評価を行うこととされたことにより、当該項目と他の項目とでは、評価方法や評価結果への反映などにどのような違いがあるのかを大綱に明記してはどうか。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 重点評価項目の評価方法及び評価結果の示し方については、『自己評価実施要項』『評価実施手引書』において示す予定としているため。 今回は平成 30 年度のみ適用される改正であり、平成 30 年度においては段階的な評価結果を明示することはない予定。平成 31 年度評価から本機構は 3 巡目の評価を開始する予定であり、ご指摘の点も含め、現在、検討中であるため。
	評価基準 P 1 7 基準 8 教育の内部質保証システム	『8-1 【重点評価項目】教育の状況について…機能していること。』とあるが、重点評価項目の見出しが加わっただけで他の項目との違いが不明である。評価を実施するにあたり重点評価項目と他の項目で評価方法や評価結果への反映の違いなど、どのような違いがあるのかを評価基準に明記してはどうか。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 今回は平成 30 年度のみ適用される改正であり、平成 30 年度においては段階的な評価結果を明示することはない予定。平成 31 年度評価から本機構は 3 巡目の評価を開始する予定であり、ご指摘の点も含め、現在、検討中であるため。
8	実施大綱 P 3 IV 大学評価基準の内容 (4) 評価基準 P17 基準 8 教育の内部質保証システム 8 - 1	教育研究活動等に関する内部質保証システムを特に重点評価項目とするとあるが、重点評価項目とはどのような点が他の評価項目と異なるかについて、具体的に説明する必要があると考えます。	【対応案】 修正は行わない。 【理由】 今回は平成 30 年度のみ適用される改正であり、平成 30 年度においては段階的な評価結果を明示することはない予定。平成 31 年度評価から本機構は 3 巡目の評価を開始する予定であり、ご指摘の点も含め、現在、検討中であるため。